

(答申第173号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和5年6月13日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

令和5年〇月〇〇日付け岐阜県教育委員会学校安全課から〇〇（〇〇〇〇）に送付された文書に関わる、決裁時の文書。また、本件に関して、担当者に再三公印を押印するよう求めたが、「省略」と組織内で決定されたとする、コンセンサスを得た状況が分かる文書及びその根拠となる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求内容は条例第6条第1号に該当する非公開情報を含むものであり、かつ、本件公開請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年6月29日付け学安第320号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年8月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和5年10月2日付け学安第568号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

「令和5年6月29日付け学安第320号で通知された公文書非公開決定処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書の存否について

本件公開請求は、条例第6条第1号ただし書イ及びハの条文に該当するものであり、条例第9条は該当しない。

また、この理由が認められれば、永遠に自浄作用が機能しなくなり、不正の温床となりかねない。

(2) 保護すべき個人情報について

ア 特定の生徒を識別できる内容は非公開とされることは理解するが、岐阜県職員が執行した内容の全部分を非公開とすることは不適切である。他の事務処理事例では、再発防止のためにその記録を積極的に公開されている点からしても、条例第6条第1号イ「法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」のとおり公開に依るべきである。

イ 岐阜県教育委員会が述べる見解は、誤った解釈であり、条例第1条の目的「この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。」から逸脱したものである。

ウ 本件公開請求は、条例第6条第1号ハに規定されている、公開することが必要である事案と考える（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要。）。「公開することにより害されるおそれのある個人の権利利益」の説明を明確にすべきであり、また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護する結果になるとは認められず」とした根拠を示していただきたい。

(3) その他の主張について

この事案における岐阜県立〇〇〇高等学校関係者の配置転換を強く要望する。

第4 実施機関の主張

1 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書の存否について

本件公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する情報の有無が明らかとなり、条例第6条第1号に該当する非公開情報を公開することになるため、非公開決定（存否応答拒否）とした。

(2) 保護すべき個人情報について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定して

いる。本件公開請求は、特定の個人である審査請求人の○に関する情報の公開を求めるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報（保護すべき情報）に該当する。

イ 公文書公開請求制度は、請求者が誰であるか、または請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうか、などの個別の事情により当該公文書の公開決定等に影響を及ぼすものではない。

ウ 条例第6条第1号ただし書は、人の生命、健康、生活または財産といった個人の基本的な権利利益を保護することを目的に、例外的に規定されており、公開することにより害されるおそれのある個人の権利利益との比較衡量によりその優越性を判断すべきもので、仮に、本件公開請求対象公文書が存在したとしても、本件存否情報を公開することで、人の生命、健康、生活又は財産を保護する結果になるとは認められず、また、公益上の観点から公開が必要であるとも認められない。

(3) その他の主張について

本件審査請求は、令和5年6月29日付け学安第320号で行った公文書非公開決定（存否応答拒否）の適否に関するものであり、本件審査請求における処分の適否とは無関係である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件公開請求対象公文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号に該当する情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、本件公開請求対象公文書の存否を明らかにせず非公開とする決定を行ったものである。

そこで、条例第9条に基づき公文書の存否を明らかにせず、非公開とする決定を行ったことが妥当かどうかについて、以下検討する。

(1) 本件公開請求対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいうものである。

これは、公文書の存否を明らかにすることによって、条例第6条各号に規定する非公開情報が公開されることと等しい結果をもたらすことにより、同

条各号により非公開とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

本件公開請求の内容は、「令和5年〇月〇〇日付け岐阜県教育委員会学校安全課から〇〇（〇〇〇〇）に送付された文書」とあることからすれば、本件公開請求対象公文書が存在するか否かを回答すれば、それによって、岐阜県教育委員会の特定の所属が、特定の日に特定の個人に文書を送付した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

なお、条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公開請求権を認めており、その際、公開請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの公開請求であっても、第三者からの公開請求と同様に取り扱うべきこととなる。

（2）条例第6条第1号について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 条例第6条第1号該当性について

本件公開請求の内容には、「令和5年〇月〇〇日付け岐阜県教育委員会学校安全課から〇〇（〇〇〇〇）に送付された文書」とあることからすれば、本件存否情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1号に該当する非公開情報であると認められる。

（3）条例第6条第1号ただし書イ及びハについて

審査請求人は、本件公開請求は条例第6条第1号ただし書イ及びハに該当するものであり、条例第9条には該当しないと主張している。

条例第6条第1号ただし書イ及びハは、条例において非公開と規定する情報の中でも、その適用を受けない事項を定めたものであり、その該当性について、条例の規定に照らし、以下、検討する。

ア 条例第6条第1号ただし書イの該当性について

条例第6条第1号ただし書イは、法令及び条例の定めるところにより、何人に対しても等しく当該個人情報情報を公開することを定めている規定がある場合や、社会規範としての慣習により、公にされ、又は公にすることが予定されている個人情報について、例外的に公開することを規定している。

本件公開請求において、本件存否情報を、何人に対しても等しく公開することを定めた法令等の規定は確認できず、また、広く公にするとする慣

習についても認められない。仮に、本件存否情報と同種の個人情報に公にされたことがあったとしても、それが個別的又は一時的な事例にとどまる限り、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらないと解される。

よって、本件存否情報が条例第6条第1号ただし書イに該当するとする審査請求人の主張は認められない。

イ 条例第6条第1号ただし書ハの該当性について

条例第6条第1号ただし書ハは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を、例外的に公開することを定めたものであるが、これは現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合や、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合に、このような被害から県民を保護するために、当該情報を例外的に公開することを規定しているものである。

本件公開請求において、仮に、本件公開請求対象公文書が存在したとしても、本件存否情報を公開することによって、上述した被害から県民を保護する結果になるとまでは認められず、本件存否情報を公開する必要性があったとまでいうことはできない。

よって、本件存否情報が条例第6条第1号ただし書ハに該当するとする審査請求人の主張は認められない。

2 小括

以上のことから、本件公開請求対象公文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、本件公開請求対象公文書について、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで、公文書非公開決定（存否応答拒否）を行った本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存否以外についても主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和5年10月3日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年11月7日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。

令和5年12月5日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和5年12月15日	実施機関から再弁明書（写し）を受領した。
令和6年1月9日	実施機関から再反論書（写し）を受領した。
令和6年1月15日 （第191回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和6年2月1日 （第192回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和6年3月21日 （第193回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）